

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（指定の申請）</p> <p>第三条 養成施設等の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣（法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設の指定（次条第一項、第六条第一項並びに第十一条第四項及び第五項において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設（以下「指定養成施設等」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び第八条において同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（指定の申請）</p> <p>第三条 養成施設等の指定を受けようとするときは、その設置者は申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設（以下「指定養成施設等」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> |

(報告の徴収及び指示)

第六条 主務大臣(養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。)は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 (略)

(国の設置する養成施設等の特例)

第九条 国の設置する学校又は養成施設に係る第三条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 第三条及び前条 | |
|-----------------|-----------------|
| 設置者 | 所管大臣 |
| 申請書を提出しなければならない | 書面により、申し出るものとする |
| ない | |
| (略) | (略) |

(主務大臣等)

第十一条 この政令における主務大臣は、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

(報告の徴収及び指示)

第六条 主務大臣は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 (略)

(国の設置する養成施設等の特例)

第九条 国の設置する学校又は養成施設に係る第三条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 第三条及び前条 | |
|----------------------|----------------------|
| 設置者 | 所管大臣 |
| 申請書を主務大臣に提出しなければならない | 書面により、主務大臣に申し出るものとする |
| ない | |
| (略) | (略) |

(主務大臣等)

第十一条 この政令における主務大臣は、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校の指定又は法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定

2 第六条（附則第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、文部科学大臣又は厚生労働大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

3 （略）

4 都道府県知事は、養成施設の指定をしたとき、第四条第一項の規定により変更の承認をしたとき、同条第二項の規定により変更の届出を受理したとき、第五条の規定により報告を受理したとき、又は第七条の規定により養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

5 この政令における主務省令は、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校の指定又は法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣の発する命令とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣の発する命令とする。

による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

2 第六条（附則第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、主務大臣が文部科学大臣及び厚生労働大臣である場合においては、文部科学大臣又は厚生労働大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

3 （略）
（新設）

4 この政令における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。